

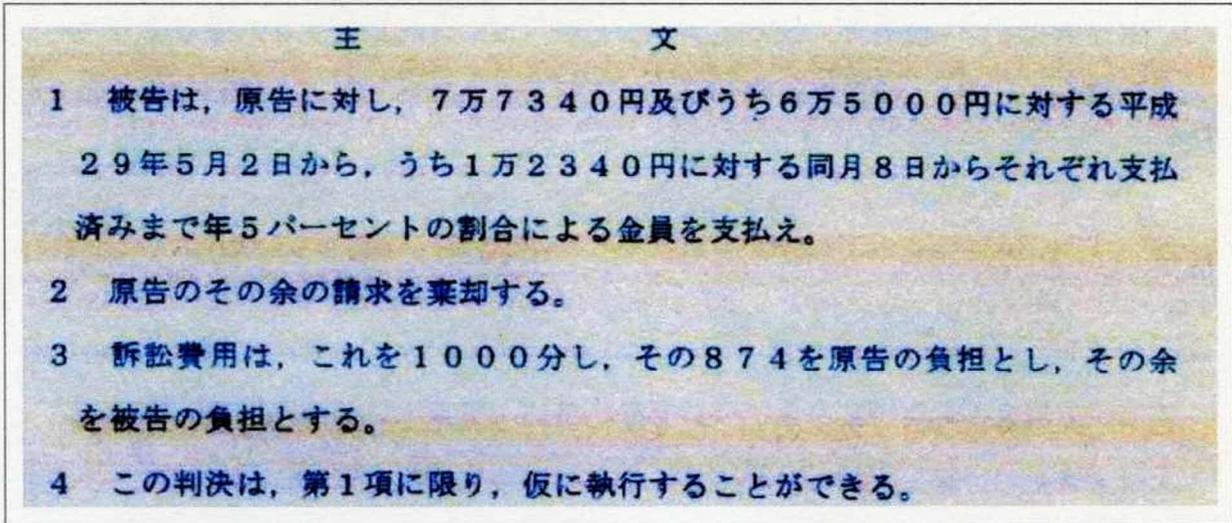
督促(支払催告)状 (甲第 3 号証の訂正)

債務者 津田 廣 雄  
債権者 高野 邦 夫

記

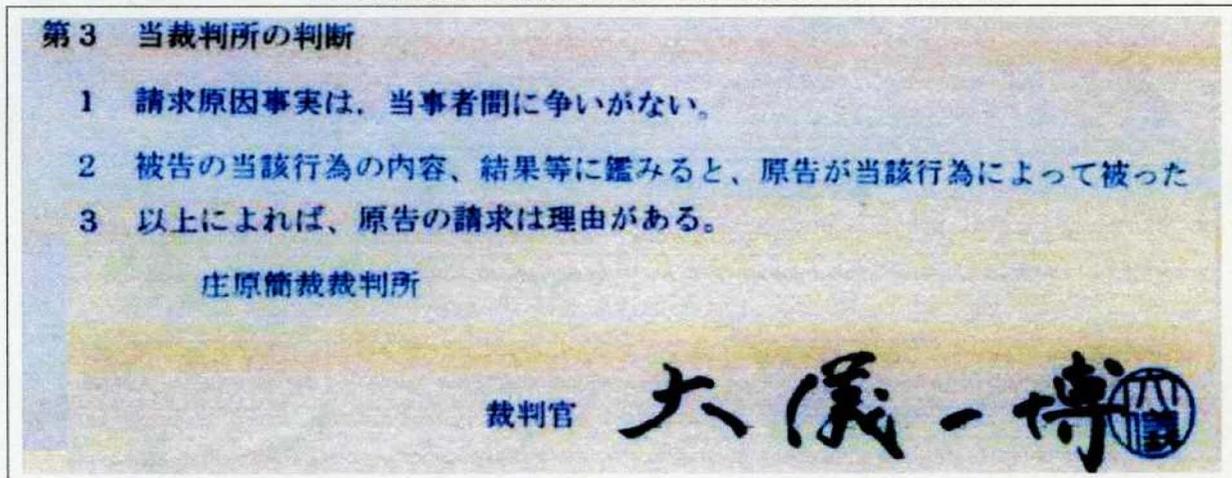
債権者は債務者に対し、下記のとおりのお金の支払いを求める。

A.庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号(傷害事件)



- a. 債務者は何ら債務(確定判決)の本旨にしたがった支払い(履行)をなさず、8年以上も債務不履行(民法 415 条)を行っている。法定利息年 5%の時の確定判決の履行遅滞なので、今日まで少なくとも年  $77,340 \text{ 円} \times 0.05 = 3,867 \text{ 円}$  の法定利息が発生しており、8 年間で  $30,936 \text{ 円}$  となっている。 $77,734 \text{ 円} + 30,936 \text{ 円} = 108,672 \text{ 円}$  が現在の主文のみの概算である。この督促に任意に従い支払いを行って頂ければ、訴訟費用等は免除し、108,000 円程度に譲歩する。

B.庄原簡易裁判所令和 6 年(ハ)第 16 号(不法行為)



- a.債務者が自白した事件であり、総額  $100,000 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 101,000 \text{ 円}$  の確定判決である。  
b.法定利息は年 3%軽微なので免除する。
- C.上記 A.と B.を合算すると、 $108,000 \text{ 円} + 101,000 \text{ 円} = 209,000 \text{ 円}$  となる。
- a.本来債務の本旨にしたがった履行とは、供託によるべきものであるが、早期解決を計るため銀行口座振込決済と譲歩する。
  - b.広島銀行庄原支店普通預金・口座番号=0348856 高野邦夫
  - c.なお上記条件での決済は、令和 7 年 6 月 13 日迄とする。期限徒過の場合は不本意だが強制執行(動産執行)手続に移行する事になる。

令和 7 年 5 月 30 日 催告者 高野邦夫